

毎年実施されている1年生の眼科、耳鼻科の専門医検診について、荒尾市の養護教諭の研修会で学ぶことができました。その時いただいた資料をご紹介します。
今では当たり前として検診を実施していますが、その背景には、子どもたちの健康保障のために立ち上がった被差別部落の方々の声や行動があった、このことが現在につながっているという事実を、私たちはきちんと知っておきたいですね。



がんか じびか せんもんいけんしん 眼科、耳鼻科の専門医検診について



毎年、すべての小・中学校では4～6月にかけていろいろな健康診断を行っていました。しかし、検診時間の制約があり、残念ながら、きめ細やかな診断ができにくい状況でした。

眼科・耳鼻科の専門医検診は、子どもたちに特に多い目と耳と鼻の病気を早めに見つけることを大きなねらいとしています。なぜなら、目と耳と鼻の病気があると、学習に集中できず、覚える力が弱くなるなど、困ったことがたくさん起こってきます。その上、早めに見つけにくいという面もあります。専門医検診を行うようになってから、多くの子どもたちに目と耳と鼻の病気を見つけてことができ、子どもたちも安心して勉強できるようになりました。

それでは、なぜこのすばらしい専門医検診が始まったのでしょうか？

昔、ある地区で「トラコーマ」という目の病気がはやりました。たくさんのお子どもたちやお年寄りの方が「トラコーマ」にかかり、目が全く見えなくなった人たちも多かったそうです。

それは、国や県や市がきちんとした道路整備や水道をつくることをしなかった（行政の施策が外されてきた）からでした。大雨が降ると道路から家の中に泥水が流れこむ、家の中にカビがはえるなどの、とても悪い環境であるのに、当時の行政は知らんぷりだったのです。

そして、子どもたちが通っていた小学校でも、「トラコーマ」が同じクラスの友達にもうつり、そのため、目がよい子どもは3～4人くらいしかいなくなったのです。

そのため、地区の人々はその苦しみを訴えていきました。その中で、日本国憲法第25条を知っていったのです。

にっぽんこくけんほうだい しょう
日本国憲法第25条

すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

「こんなひどい環境が「トラコーマ」がはやる理由だ」「ひどい環境をほうっておいたのは、国や県や市の責任だ」ということに気づいてきました。そして、国や県や市との話し合いを続ける中で、「3年に1度の専門医検診」の制度が生まれてきたのです。熊本県では、44年前（1975年）から始まりました。

実際に実施してみると、今まで以上に気づかずにいた疾病が見えてきました。その多さは驚かされました。養護部（各学校の養護教諭の部会）でも、荒尾市全体での実施を要望してきましたが、医師の数が少ないなど、なかなか実施に踏み切れない事情があったようです。

専門医検診は国の事業でしたが、法律が変わり、県独自の事業になり、2002年には県の事業も無くなりました。

ある学校の地域懇談会で事業の紹介をしていったところ、PTAがその大切さを認め、市のPTA連合会に取り上げられ、運動体と協力して市の教育委員会に要求が出されていきました。毎年要望は出され、専門医の数も増えたこともあり、ようやく2003年市の事業になり、荒尾市全体で小学校1年生と中学校1年生に実施されました。

このように、被差別部落の人々は、部落差別をなくすために、いろいろな面から、社会のおかしいところに気づき、訴え、制度をよりよいものにしていきました。

例えば、4月に日本すべての小学生や中学生に渡す「教科書」が無料であること、高校を卒業する時に本人の能力ややる気で採用を決めていく「全国统一応募用紙」なども、部落差別をなくす運動（解放運動）の大きな成果です。

部落差別をなくす長い間の闘いは、被差別部落以外の人々の共感を呼び、運動は大きく広がっていきました。私たちのくらしに大きく役立っている制度から、素晴らしいことを作り上げてきたきっかけになった部落問題を考えていきましょう。

